

# 令和8年度 秋田県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金貸付制度

## － 貸付・償還の手引き －

### 【概要】

本制度は、保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない方（潜在保育士）に、秋田県内の保育所等への就職を支援することを目的に、就職の準備に必要な資金を無利子で貸付する制度です。

秋田県内の保育所等に、2年間継続して保育業務に従事した場合は、貸付金の全額が免除されます。

### 1 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 保育所・幼保連携型認定こども園等（別表1）を離職した方又は保育所・幼保連携型認定こども園等の勤務経験のない方
- ② 他都道府県が実施する同様の貸付金を借り受けていない方
- ③ 養成施設在学中に保育士修学資金の就職準備金を借り受けていない方
- ④ 秋田県内の保育所等（別表2）に、新たに保育士として勤務する方（保育士として、週20時間以上の勤務が必要です。）

### 2 貸付内容

貸付額 20万円以内

貸付期間 一人一回限り

利子 無利子（ただし、返還期間が経過した場合は、年3%の延滞利子が発生します。）

### 3 募集人数 令和8年度 30名（募集人数に達した時点で募集を終了します。）

### 4 貸付金の使途

貸付金の使途は、就職に際し一時的に必要となる次の経費です。

- ① 転居費用（礼金、仲介手数料を含む）
- ② 保育所等で使用する被服費
- ③ 復帰のための研修等の費用
- ④ 通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ⑤ こどもの預け先を探すための費用及び保育所等の利用に必要な費用
- ⑥ その他、就職に必要と認められる経費

### 5 連帯保証人

連帯保証人は、原則として秋田県内に居住する成年者1名を立てなければなりません。

### 6 申請書類

次の書類を秋田県社協に提出してください。

併せて、「福祉のお仕事」Webサイトから「介護・保育の資格のお持ちの方 届出」に登録してください。（介護の資格届出制度、保育士の届出制度）

- ① 潜在保育士就職準備金貸付申請書（第1号様式）
- ② 住民票（世帯全員、世帯主・続柄・本籍地記載、マイナンバーなし）（発行後3ヶ月以内）
- ③ 保育士証（写）

- ④ 保育所・幼保連携型認定こども園等を離職した場合は退職が確認できる書類（在職証明書等）
- ⑤ 雇用（内定）を確認できる書類（雇用条件通知書又は内定通知書等の写し）
- ⑥ 連帯保証人の住民票（本人のみ、マイナンバーなし）
- ⑦ 連帯保証人の経済状況が確認できる書類（課税証明書又は源泉徴収票）
- ⑧ 返信用封筒（角2サイズ）（返送先の住所・氏名を明記し、180円分の切手を貼付けたもの）
- ※ 「保育士届出制度」に登録できなかった場合は、届出制度登録事項届（第11号様式）を提出してください。

## 7 申請期間

採用が決定（内定）した日から再就職した日の翌々月の末日まで

## 8 貸付の決定・借用証書の提出

秋田県社協において審査し、貸付決定した場合は借用証書等を送付します。

借受人・連帯保証人は、収入印紙を貼付した「借用証書兼誓約書及び同意書」に署名・捺印し、借受人・連帯保証人の「印鑑登録証明書」、振込口座（申込・変更）申請書（第3号様式）、振込通帳のコピーを添えて提出してください。

## 9 資金の交付

借受人の口座に貸付金を振込します。（応募が定員に達した場合は、交付が翌年度となります。）

## 10 返還の猶予

次に該当する場合は、返還が猶予されます。

- ①に該当する場合は、再就職後2年目の4月に「業務従事届」（様式2）を提出してください。
- ②に該当する場合は、「返還猶予申請書」（様式3）を提出してください。
  - ① 秋田県内の保育所等に保育士として勤務しているとき
  - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

## 11 返還の免除

次に該当する場合は、返還が全部又は一部免除されます。

- ①に該当する場合は、再就職後3年目の4月に「償還免除申請書」（様式4）を提出してください。
  - ① 秋田県内の保育所等に2年以上継続して保育士として勤務しているとき（全額免除）
  - ② 業務従事期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（全額免除）
  - ③ 秋田県内の保育所等に1年以上保育士として勤務しているとき（一部免除）
  - ④ 死亡又は障害により返還することができなくなったときで、相続人又は連帯保証人に請求してもなお返還が困難であるなど、真にやむを得ないとき（全部又は一部免除）

## 12 貸付金の返還

2年間継続して保育士業務に従事しなかった場合は、貸付金を返還しなければなりません。

- ① 返還期間 8カ月以内（16カ月以内）
- ② 返還方法 一括又は月賦（指定口座への振込によります。）

## 13 保育士業務の従事期間の取扱い

- (1) 非常勤職員（週・月の就労日数が少ない雇用形態、パート、アルバイト等）として勤務する場合は、1年間あたり180日以上勤務する必要があります。
- (2) 出産休暇、育児休業を取得する場合は、その間、返還が猶予されますので、猶予申請書を提出してください。ただし、その期間は業務従事期間として算定されませんのでご注意ください。
- (3) 保育所等を退職した場合で引き続き保育業務に従事するため求職活動する場合は、退職後6カ月以内に再就職すれば償還が猶予されますのでご相談ください。

別表1 潜在保育士就職準備金 保育所・幼保連携型認定こども園等離職確認を要する施設等一覧

法令・通知等	施設・事業
児童福祉法第7条	保育所、幼保連携型認定こども園
児童福祉法第6条の3第9項	家庭的保育事業（市町村長の認可）
児童福祉法第6条の3第10項	小規模保育事業（市町村長の認可）
児童福祉法第6条の3第12項	事業所内保育事業（県知事の届出）
学校教育法第1条	幼稚園

別表2 潜在保育士就職準備金 償還免除対象保育所等一覧

法令・通知等	施設・事業
児童福祉法第7条	保育所
学校教育法第1条	・（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」移行予定施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園
児童福祉法第6条の3第9項	家庭的保育事業（市町村長の認可）
児童福祉法第6条の3第10項	小規模保育事業（市町村長の認可）
児童福祉法第6条の3第11項	居宅訪問型保育事業（市町村長の認可）
児童福祉法第6条の3第12項	事業所内保育事業（県知事への届出）
児童福祉法第6条の3第13項	病児保育事業（県知事への届出）
児童福祉法第6条の3第7項	一時預かり事業（県知事への届出）
児童福祉法第6条の3第23項	乳児等通園支援事業（県知事の認可）
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	離島その他の地域において特別保育を実施する施設（へき地保育所等）
児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設	ア) 第59条の2の規定により届け出をした施設（認証保育所、認可外保育所） イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1（子ども・子育て支援法第59条の2第1項「仕事・子育て両立支援事業」のうちの「企業主導型保育事業等」）	企業主導型保育事業

注：次の施設・事業は償還免除の対象外です。ご注意ください。

放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業（学童保育）、乳児院、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、保育士養成施設

○ 手続きに必要な書類一覧

1 貸付申請時に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
貸付申請するとき	第1号	潜在保育士就職準備金 貸付申請書	
	—	申請者の住民票	マイナンバー記載なし
	—	保育士証(写)	
	—	離職日が確認できる書類	別表1の施設等のみ
	—	雇用(内定)を確認できる書類	労働条件通知書等
	—	連帯保証人の住民票	マイナンバー記載なし
	—	連帯保証人の経済状況が確認できる書類	課税証明書等
貸付が決定したとき	第2号	借用証書	印紙を貼付・消印
	—	印鑑証明書(借受人・連帯保証人)	
	第3号	振込口座(申込・変更)申請書	
	—	振込通帳のコピー	

2 保育業務に従事中に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
保育業務に従事中	第5号	業務従事届	【2年目】

3 届出事項に変更がある場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
借受人・連帯保証人の住所・氏名等の変更	第4号	異動届	
	—	住民票	発行後3カ月以内
従事先を変更したとき	第6号	業務従事先変更届	
	第7号	業務従事期間証明書	前の従事先分

4 保育業務への従事が困難となった場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
災害・疾病等により業務に従事できないとき	第8号	返還猶予申請書	出産、育児、求職活動中など
	—	事実を確認できる書類	罹災証明書等
退職し求職活動中のとき	第8号	返還猶予申請書	求職活動が1カ月以上
	第7号	業務従事期間証明書	前の従事先分

5 次の事項に該当し、返還免除を申請する場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
2年以上保育業務に従事したとき	第9号	返還免除申請書	
	第7号	業務従事期間証明書	従事先ごと
業務上の死亡・心身故障となったとき	第9号	返還免除申請書	
	—	事実を確認できる書類	休業補償給付支給請求書等
退職し保育業務に従事しなくなったとき（保育従事期間1年以上）	第9号	返還免除申請書	
	第7号	業務従事期間証明書	従事先ごと
	第10号	返還計画	一部返還のとき
死亡・障害により返還困難となったとき	第9号	返還免除申請書	
	—	事実を確認できる書類	医師の診断書等業務継続困難を証明する書類、相続人・連帯保証人の償還困難を証明する書類等
	第10号	返還計画	一部返還のとき

6 次の事項に該当し、準備金を返還する場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
退職し保育業務に従事しなくなったとき（保育従事期間1年未満）	第10号	返還計画	返還計画通知書に基づき返還を開始

**【問合せ先】**

秋田福祉人材センター 保育士・保育所支援センター  
 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 福祉人材支援部  
 人材確保担当（保育士関係資金）  
 TEL 018-864-3500 fax 018-864-2877